

アイヌ民族党規約

第1条(名称・所在地)

本党は、アイヌ民族党と称し、主たる事務所を北海道沙流郡平取町字二風谷 80 番地 27 に置く。

第2条(目的)

本党は、アイヌ民族の権利回復と多文化・多民族共生社会の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。

第3条(党員)

本党の党員は、本党の基本理念および政策に賛同する 18 歳以上の個人（在外邦人および在日の外国人住民を含む）で、入党手続きを経た者とする。

2. 党員は、本規約および党の諸規定にもとづき、党の運営と活動および政策等の決定に参加する。
3. 党員の入党手続き、党費の納入等については、別に規則で定める。

第4条(離党)

党員は自らの意思にもとづき離党することができる。離党の手続きについては、別に定める。

第5条(サポーター)

アイヌ民族党あるいはアイヌ民族党候補者を支援する 18 歳以上の個人(在外邦人および在日の外国人住民を含む)で、所定のサポーター登録費を納め、登録手続きを経た者(党員を除く)をサポーターとする。

2. サポーターは、自らの意思にもとづいて党の行事および活動に参加することができ、また、サポーターは自らの意思にもとづき退会することができる。
3. サポーターの登録、登録費の納入等については、別に規則で定める。

第6条(党大会)

本党の最高議決機関を党大会とする。

2. 党大会は、年間活動計画、予算・決算、規約の改正およびその他の重要事項を審議し、決定する。
3. 党大会は、役員会の議を経て、代表が招集する。
4. 代表は、毎年 1 回、党大会を招集しなければならない。大会は、1～3 月に招集することを通例とする。また、代表は、必要に応じて臨時党大会を招集することができる。
5. 党大会は、党員の 3 分の 1 以上の出席により成立し、その議事は行使された議

決権の過半数をもって決する。

6. 党大会の構成、運営等に関し必要な事項は、役員会で決定する。

第7条(役員会)

本党に、次の各号に定める役割を担うため、役員会を設置する。

2. 党務の執行に関する方針を定め、本規約に定める事項およびその他の重要事項について決定する。
3. 役員会は、第8条で定める役員で構成する。
4. 役員会は、代表が主宰し、その要請または委任にもとづき、幹事長が運営する。
5. 役員の過半数の要求があった時、役員会を開かなければならない。

第8条(役員)

本党に、次の役員を置く。

顧問、代表、副代表、幹事長、女性局長、会計責任者、同職務代行者及び監査役

第9条(役員を選出及び任期)

役員は党大会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条(候補者選定手続きおよび決定機関)

国政または知事、首長、地方自治体選挙における候補者の公認、推薦等は、役員会において決定する。

第11条(会計監査)

会計監査は監査役が行い党の経理を監査する。

第13条(倫理の遵守)

党員は、政治倫理に反する行為、党の名誉を傷つける行為、本規約および党の諸規定に違反する行為を行ってはならない。

2. 党員が前項に違反した場合、役員会の決定にもとづき、当該党員の行為について速やかに調査を行った結果にもとづいて、必要な執行上の措置を決定する。
3. 当該党員の行為が、党の基本理念、本規約に反し本党の運営に著しい悪影響をおよぼす場合、役員会の決定に基づき、党員資格停止、除籍等の党員の身分にかかわる処分を決定することができる。処分を受けた党員には弁明の機会を与えなければならない。

第14条(党財政)

本党の経費は、党費、サポーター登録費、寄附、事業収入、その他の収入をもって充てる。

第15条(予算)

本党の会計年度は、1月1日から12月31日までとし、役員会で提案された予算(案)にもとづき、毎年度の予算を編成して、党大会の承認を得なければならない。

第16条(決算)

幹事長は、役員会の議にもとづき、会計年度毎に会計報告を作成し、監査役の監査を受けた上で、党大会の承認を得なければならない。

第17条(規約の改廃)

本規約の改廃は、党大会において決定する。

第18条(補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、2013年5月11日から実施する。

2011年11月19日 制定

2012年1月21日 結党大会にて改正

2013年5月11日 定期党大会にて改正